

建築物飲料水水質検査業

飲料水水質検査作業の手順等（記載例）

1 事前打合せ

発注者と採水月日、採水場所等の打ち合わせを行う。

2 検査責任者の選出

理化学検査責任者

細菌検査責任者

3 水質検査の方法

(1) 採水容器は、使用前に洗浄したものを使用する。

細菌検査用採水容器は、滅菌済の容器を使用する。

(2) 採水は、所定の場所（末端給水栓）で行い、数分間空流した後、採水容器を試料水で2～3回よくすすぎ、全満する。細菌検査用採水容器は、汚染に注意して採水し、直ちに栓をする。

(3) 水温、残留塩素等は、現場で測定し結果を記録しておく。

(4) 試料は、採取後、保冷箱等に入れて検査室へ搬入し、速やかに検査を行う。

試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所で保存する。

(5) 検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）、上水試験法等により行う。

4 機械器具等の点検等の方法

(1) 水質検査に用いる機械器具その他の設備は、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

(2) 使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管する。

5 試薬等の保管方法

水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管する。

特に、毒物及び劇物は、毒物及び劇物取締法に基づき適切に保管管理する。

6 検査室の整理及び清掃方法

検査室は、管理責任者を選出し、常に整理整頓し、定期的に清掃を行う。

管理責任者氏名

7 検査結果報告書作成の手順

(1) 水質検査結果報告書を2部作成し、発注者へ1部提出する。

なお、水質基準に適合か否かを判定し、問題点及び改善点等があれば併せて報告する。

(2) 水質検査結果報告の1部は、保存責任者を選出し、5年間保存する。

保存責任者氏名